

議案第30号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月21日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 会計年度任用職員等に対して勤勉手当を支給することとするため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について

1 改正理由

北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の一部改正に伴い、令和6年4月から会計年度任用職員又は会計年度任用教職員に勤勉手当を支給することから、関係規定の改正を行うもの。

2 改正内容

改正対象教育委員会規則	改正内容（勤勉手当の支給要件）
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 （平成29年北九州市教育委員会規則第10号）	○フルタイムの会計年度任用教職員 ・ 基準日に在職 （夏季：6月1日、冬季：12月1日） ・ 任用期間が6箇月以上
北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 （令和2年北九州市教育委員会規則第4号）	○パートタイムの会計年度任用職員 ・ 基準日に在職 （夏季：6月1日、冬季：12月1日） ・ 任用期間が6箇月以上 ・ 週の勤務時間15時間30分以上
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 （令和2年北九州市教育委員会規則第7号）	

※上記改正に伴う条文の技術的な改正もあわせて行う。

3 施行期日

令和6年4月1日（教職員給与条例の施行日と同日）

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「まで」の次に「(第35条第1項に係る部分に限り、教職員給与条例第46条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項第2号イ中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定める期間は、6箇月(6月1日を勤勉手当基準日とする勤勉手当にあっては、6箇月から当該勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間(当該勤勉手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。))におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。)とする。

第14条第1項第2号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員

第14条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める期間は、6箇月とする。

3 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項

の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める者は、第1項各号に掲げる教職員とし、これらの教職員には、勤勉手当を支給しない。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、
期末手当及び勤勉手当に関する規則

第1条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「並びに第8条第1項及び第2項」を「、第8条各項並びに第9条各項」に、「及び期末手当について」を「、期末手当及び勤勉手当について」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条 前条の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第24条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「第24条第3項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則

第1条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「並びに第8条第1項及び第2項」を「、第8条各項並びに第9条各項」に、「及び期末手当について」を「、期末手当及び勤勉手当について」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条 前条の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第32条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「第32条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「<u>教職員給与条例</u>」）と いう。）第32条（第1項に係る部分に限り、<u>教職員給与条例第46条第3項の</u> 規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）第34条から第36 条まで（<u>第35条第1項に係る部分に限り、教職員給与条例第46条第4項の規</u> <u>定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第47条の規定に基</u> <u>づき、教職員の期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</u> 第3条 教職員給与条例第32条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、 次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後期末手当基準日までの間において次に掲げる者（支給日に 期末手当が支給されない者を除く。）となった者</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員（非常勤職員の報酬、費用弁償</u> <u>、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。</u> <u>以下「報酬条例」という。）の適用を受ける法第22条の2第1項第1号に</u> <u>掲げる教職員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給 与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「<u>教職員給与条例</u>」）と いう。）第32条（第1項に係る部分に限り、<u>教職員給与条例第46条第3項の</u> 規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）第34条から第36 条まで及び第47条の規定に基づき、教職員の期末手当及び勤勉手当について必 要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 教職員給与条例第32条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、 次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後期末手当基準日までの間において次に掲げる者（支給日に 期末手当が支給されない者を除く。）となった者</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員（非常勤職員の報酬、費用弁償</u> <u>及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。以下「報酬</u> <u>条例」という。）の適用を受ける法第22条の2第1項第1号に掲げる教職</u> <u>員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける教職員)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定める期間は、6箇月（6月1日を勤勉手当基準日とする勤勉手当にあっては、6箇月から当該勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間（当該勤勉手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。）におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。）とする。</u></p> <p>第14条 教職員給与条例第35条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後勤勉手当基準日までの間において次に掲げる者（支給日に勤勉手当が支給されない者を除く。）となった者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 教職員給与条例第46条第4項において教職員給与条例第35条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める期間は、</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける教職員)</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 教職員給与条例第35条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後勤勉手当基準日までの間において次に掲げる者（支給日に勤勉手当が支給されない者を除く。）となった者</p> <p>ア 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p><u>6</u> 箇月とする。</p> <p><u>3</u> <u>教職員給与条例第4 6 条第4 項において教職員給与条例第3 5 条第1 項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める者は、第1 項各号に掲げる教職員とし、これらの教職員には、勤勉手当を支給しない。</u></p> <p><u>4</u> 第5 条の規定は、<u>前3 項の場合に準用する。</u></p>	<p>2 第5 条の規定は、<u>前項の場合に準用する。</u></p>

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例</u>（昭和38年北九州市条例第73号。以下「<u>条例</u>」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、<u>第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき</u>、<u>条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である者並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者以外の者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第17条 前条の規定は、<u>勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第24条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「第24条第3項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第18条 この規則の規定（第6条から第9条までの規定を除く。）による報酬、</p>	<p>北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（昭和38年北九州市条例第73号。以下「<u>条例</u>」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項並びに<u>第8条第1項及び第2項の規定に基づき</u>、<u>条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である者並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者以外の者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第17条 この規則の規定（第6条から第9条までの規定を除く。）による報酬、</p>

新	旧
<p>費用弁償、<u>期末手当又は勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該報酬、費用弁償、期末手当又は勤勉手当の額とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>	<p>費用弁償又は<u>期末手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該報酬、費用弁償又は期末手当の額とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例</u>（昭和38年北九州市条例第73号。以下「<u>条例</u>」という。）第3条第1項、第5条第1項、第7条第3項及び第4項、<u>第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき</u>、<u>条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者</u>（以下「<u>職員</u>」という。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第17条 前条の規定は、<u>勤勉手当について準用する。この場合において、同条中「第8条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「第32条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「<u>勤勉手当基礎額</u>」と、「第32条第3項」とあるのは「<u>第35条第3項</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第18条 この規則の規定（第5条から第8条までの規定を除く。）による報酬、費用弁償、<u>期末手当又は勤勉手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該報酬、費用弁償、期末手当又は勤勉手当の</u></p>	<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（昭和38年北九州市条例第73号。以下「<u>条例</u>」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項並びに<u>第8条第1項及び第2項の規定に基づき</u>、<u>条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者</u>（以下「<u>職員</u>」という。）の報酬、費用弁償及び<u>期末手当について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第17条 この規則の規定（第5条から第8条までの規定を除く。）による報酬、費用弁償又は<u>期末手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該報酬、費用弁償又は期末手当の額とする。</u></p>

新	旧
<p>額とする。 (委任) <u>第19条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第18条</u> 略</p>